

社会福祉法人会計 会計資料集

追 録

誤りではありませんが、実務でのご活用を考慮し、73 頁から 77 頁の欄外に補足情報を追加させていただきました。

なお、4 枚目は貼付用として作成したものですので、必要に応じてご利用ください。

別紙 1

計算書類に対する注記（法人全体用）

【編者注】法人全体に注記すべき事項は会計基準省令29条1項で規定されている。また、注記事項がないときには1号、3号、9号及び10号を除き「該当なし」などと記載するものとされている（課長通知25(2)）。

・会計基準省令29条
1項 ㊦23頁
・課長通知25(2)
㊦121頁

1. 継続事業の前提に関する注記

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

2. 重要な会計方針

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 — . . .
 - ・賞与引当金 — . . .

3. 重要な会計方針の変更

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

4. 法人で採用する退職給付制度

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
 - (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
 - (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
 - (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
 - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア A里拠点（社会福祉事業）
 - 「介護老人福祉施設A里」
 - 「短期入所生活介護〇〇」
 - 「居宅介護支援〇〇」
 - 「本部」
 - イ B園拠点（社会福祉事業）
 - 「保育所B園」
 - ウ Cの家拠点（社会福祉事業）
 - 「児童養護施設Cの家」
 - 「子育て短期支援事業〇〇」
 - エ D苑拠点（公益事業）
 - 「有料老人ホームD苑」

局長通知

別紙 1 注記（法人全体用）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合 計				

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び
国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇円
建物（基本財産）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
・・・			
合計			

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合 計			

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
(単位：円)

種類	法人等 の名称	住所	資産総 額	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上の 関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等
.....

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

1 3. 重要な偶発債務

.....

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

1 4. 重要な後発事象

.....

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

.....

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

.....

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載
・重要なリース資産
の内容及び重要な
オペレーティング・
リース取引に係る
解約不能未経過リ
ース料を注記する
こととなっている
(局長通知8☞64頁)
なお、上記注記の記
載を省略できる金
額基準は課長通知
20(1)☞119頁

計算書類に対する注記（A里拠点区分用）

【編者注】拠点区分に注記すべき事項は会計基準省令29条4項で規定されている。また、注記事項がないときには下の2号、8号及び9号を除き「該当なし」などと記載するものとされている（課長通知25(2)）。

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品 — 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金 —
 - ・賞与引当金 —

2. 重要な会計方針の変更

.

3. 採用する退職給付制度

.

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) A里拠点計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））
 - ア 「介護老人福祉施設A里」
 - イ 「短期入所生活介護〇〇」
 - ウ 「居宅介護支援〇〇」
 - エ 「本部」
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

・会計基準省令29条1項 ㊦23頁
・課長通知25(2) ㊦121頁

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

・別紙3⑩or⑪を省略したときは、省略したことを注記
＝局長通知26(2)ウ第3段落 ㊦71頁

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	〇〇〇円
建物（基本財産）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	〇〇〇円
設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）（C拠点）	〇〇〇円
計	〇〇〇円

※C拠点では「7. 担保に供している資産」は「該当なし」と記載。

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
.....			
.....			
.....			
合計			

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合 計			

・注記事項無いとき
＝項目記載省略可

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第〇回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合 計			

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

11. 重要な後発事象

該当なし

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

・注記事項無いとき
＝「該当なし」と記載
・cf法人全体用注記
16の欄外注☞75頁

必要に応じて資料集に貼付のうえご活用ください

73 頁欄外	74 頁欄外	75 頁欄外	76 頁欄外	77 頁欄外
<注記記載根拠通知> ・会計基準省令29条 1項 ㊦23頁 ・課長通知25(2) ㊦121頁 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載	・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可	・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・重要なリース資産 の内容及び重要な オペレーティング・ リース取引に係る 解約不能未経過リ ース料を注記する こととなっている (局長通知8㊦64頁) なお、上記注記の記 載を省略できる金 額基準は課長通知 20(1)㊦119頁	<注記記載根拠通知> ・会計基準省令29条 1項 ㊦23頁 ・課長通知25(2) ㊦121頁 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・別紙3⑩or⑪を省略 したときは、省略し たことを注記 ＝局長通知26(2)ウ 第3段落㊦71頁 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載	・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝項目記載省略可 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・注記事項無いとき ＝「該当なし」と記載 ・cf法人全体用注記 16の欄外注㊦75頁